

東京 23 区に 5 年以上在住もしくは通勤された後、
石川県内へ Uターンし、中小企業等へ就職等される方へ

移住支援金を支給します！

R6 年度申請期間
R6. 4. 1~R7. 1. 31

対象要件

次の①に加え、②～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

世帯 100 万円、単身 60 万円

※世帯は 18 歳未満の子 1 人につき 100 万円加算
(100 万円の加算額は令和 5 年 4 月 1 日以降
転入の方対象)

① 移住に関する要件【全てに該当】

- 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は通勤されていた方
 - 住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は通勤されていた方
- ※ 東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職された方については、通学期間も上記期間に含むことができます。

② 就業に関する要件【全てに該当】

- 石川県 (ILAC) のマッチングサイト「いしかわ移住就職・転職マッチングサイト」(<https://ishikawa.saiyo-job.jp/pbin/recruit/>) に、移住支援金の対象として掲載して求人へ新規就業した方 など
- (ただし、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用された方については、マッチングサイトに掲載されていない求人も対象となります。)

③ テレワークに関する要件【全てに該当】

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと
- ※ 県内全 19 市町で本制度が設置されております。

④ 関係人口に関する要件

- 移住希望先の地域や地域の人々に関わりを有する者 (関係人口) のうち、移住先の市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認める (市町が定める関係人口の対象範囲に合致する) 者であること。

※ 制度設置市町は以下のとおりであり、本制度を設けていない市町もあります。

〔金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、白山市、能美市、川北町、志賀町〕

※ 市町が定める関係人口の対象範囲は、「関係人口の市町別対象範囲について」をご覧ください。

⑤ 起業に関する要件

- 本県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定日から 1 年以内であること。

※ 県内全 19 市町で本制度が設置されております

※詳細はホームページからご覧ください



(2024. 4 改訂版)

お問い合わせ先【申請窓口】は裏面に記載

移住支援金のお問い合わせ先【申請窓口】 一覧表

● 対象要件、申請手続き等に関するお問い合わせ先【移住支援金申請窓口】

担当窓口	住 所	電話番号
金沢市経済局商工労働課	金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2193
七尾市産業部産業振興課	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8565
小松市経済環境部商工労働課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8074
輪島市建設部まちづくり推進課	輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1156
珠洲市企画財政課	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7726
加賀市産業振興部商工振興課	加賀市大聖寺南町ニ41番地	0761-72-7940
羽咋市産業建設部商工観光課	羽咋市旭町ア200	0767-22-1118
かほく市地域政策部企画振興課	かほく市宇野気ニ81番地	076-283-1112
白山市産業部商工課	白山市倉光2丁目1番地	076-274-9542
能美市企画地域振興課	能美市来丸町1110番地	0761-58-2212
野々市市地域政策部地域振興課	野々市市三納1丁目1番地	076-227-6160
川北町総務課	能美郡川北町字壺ツ屋174番地	076-277-1111
津幡町総務部企画課	河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地	076-288-2158
内灘町都市整備部企画課	内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6727
志賀町企画財政課震災復旧復興創生室	羽咋郡志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9301
宝達志水町企画情報課	羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-8230
中能登町企画課	中能登町末坂9部46番地	0767-74-2806
穴水町観光交流課	鳳珠郡穴水町字川島ウ174番地	0768-52-3671
能登町ふるさと振興課地域戦略推進室	能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8527

※申請に当たっては、要件を満たすかなど、必ず事前に窓口にご相談ください

● 対象法人・求人情報等に関するお問い合わせ先

担当窓口	住 所	電話番号
いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）UIターンサポート石川	金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階	076-235-4538

● いしかわ移住支援事業全般に関するお問い合わせ先

担当窓口		住 所	電話番号
就 業	石川県商工労働部労働企画課 UIターン・定着促進グループ	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1532
起 業	石川県商工労働部経営支援課 経営支援グループ		076-225-1525
テレワーク 関係人口	石川県企画振興部地域振興課 移住定住推進グループ		076-225-1312

R6年度の申請期間はR6.4.1～R7.1.31ですが、本事業は予算に限りがあるため、年度途中で終了する場合があります。お早めに市町窓口にご相談をお願いします。